

自治労学校事務協議会 通 信

NO.30

自治労学校事務協議会
<http://www.gakuro.com>
事務局 中村

自治労学校協議会 スケジュール

- 6 / 15 岐阜県公立小中学校事務職員組合 第30回大会において自治労加盟決定
- 7 / 10 3省交渉(予定)
- 8 / 22 学校事務協議会幹事会(山口)
- 10 / 29-31 自治研教育文化スポーツ分科会(徳島)

地方分権改革推進会議中間報告 義務教育費国庫負担制度廃止を打ち出す

6 / 17地方分権改革推進会議は中間報告を小泉首相に答申を出した。その中で、義務教育費国庫負担制度について都道府県と政令指定都市間の県費教職員制度の見直し、と学級編成の基準の設定権限の移譲を「直ちに検討・措置すべき課題」としている。

「直ちに」とは義務教育費国庫負担制度の政令市への移管については来年度予算編成で結論がつく速度での検討・措置である。推進会議は総務省と財務省とが実質的に担っており、またこの提案がそもそも文科省から提案されたいきさつもあり、中央レベルで整った話である。政令市が税財源問題を条件としており、どの程度の抵抗をするかが焦点である。

義務教育費国庫負担制度全般の問題については、一般財源化を打ち上げた総務省に対して文科省が反発したことから、経過措置として「交付金」制度が提案されている。妥協の産物である。遠山文科相は18日、閣議後の会見で、政府の「地方分権改革推進会議」が公立学校の教員給与の国庫半額負担を見直す中間報告を打ち出したことについて「かなりの事実誤認がある。義務教育に国が負う責務は大きい」と述べ、反対する姿勢を示した。遠山大臣は同省として、国庫半額負担の重要性を主張する方針を明らかにした。

交付金制度は教育に限定しつつ人件費でもまた建設費でも自由につかっていい制度である。教育としての利権が残る。ここでの問題は受け皿が、都道府県なのか市町村なのかである。市町村でも、政令市、中核市などと3万人未満の自治体とで相違も出てくる可能性がある。内容は夏の幹事会やその後の学校事務集会で見通しと議論を行いたい。地方分権改革推進会議の中間報告は、前述した国庫問題だけでなく、事務栄養職員については定数法による国の縛りをなくすようことを「直ちに検討措置すべき課題」とした。これは義務制のみならず県立学校にも波及するものであると思われる。

6 / 21 経済財政諮問会議＝基本方針2002＝発表

経済財政諮問会議が6 / 21「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（骨太の方針第2弾）を最終決定し、首相に答申した。しかし、同日に行われた自民党総務会の了承は得られなかった。

政府は25日に閣議決定し、26日から行われる主要国首脳会議（カナナスキス・サミット）で説明する予定。財務省はこれを受けて2003（平成15）年度予算編成作業を本格化する。

全体にあいまいな書き方であり、国庫負担金についても地方分権改革推進会議のような具体的な項目は出てきていない。予算がらみの政局では税制の在り方が焦点となっている。

国と地方の関係の見直し，税財源の地方委譲とともに，国庫補助負担金を数兆円規模で削減する方針をす
るとなると，数兆円とは義務教育費国庫負担金に手をつけられない限り実現することができない規模である。

また，医療，労働，教育，環境等の分野が規制緩和が遅れているとして「総合規制改革会議」で重点的な
検討が期待される，と示している。

概算要求基準がこれから定められ，各省庁が概算要求作成を進めるこの時期，自治労は中央行動を設定
し，学校事務協議会も大都市協教育部会とともに，中央省庁との予算要望行動を行う。

教員給与の新体系検討／文部科学省

平成16(2004)年度から始まる国立大学の独立法人化に関連し，地方の教員給与の基準が宙に浮く事態が
引き起こされる。これに対処するため文部科学省は6/7「公立学校教員の給与制度等に関する検討会議」
を設置。委員は小川正人東京大学院教授，天笠茂千葉大教授他東京，京都，香川，宮崎の各都道府県教育委
員会給与担当者も含まれている。来年1月には関連法の改正案を国会に提出するため今夏に中間報告，今秋
に最終報告をまとめる予定。内容としては文科省前川喜平財務課長が5/24，全国連合小学校長会総会で
「国は教員給与の大枠を示すだけ」としており俸給表など具体的な中身は都道府県の条例に委ねられる見込
み。

国の検討会議にも委員を出すこととなった都教育庁はすでに4/15「教員の給与制度等検討委員会」
(委員長：渋井信和人事企画担当参事)を立ち上げ平成14(2002)年度末までに結論を出す。課題として，
努力した教員が報われる制度を目指すとして，教員の時間外勤務が6時間見合いの教職調整額4%として一
律支給されていることなどがあげられている。

地方自治体職員である教員給与を地方自治体が決定権を持って決めることは当然である。そのためには地
方公務員の労働基本権が回復されることが前提である。そして，職種間の差別的な法律である人確法が廃棄
されなければならない。

「不適切な」組合との確認書について文科省指導

規制緩和を進めている文科省だが，日の丸君が代の強制や組合関係では，地方自治体への介入を強化して
いる。一部の新聞のみが取り上げて報じていることだが，教職員の勤務条件など正当な理由無く勤務時間を
短縮するなど不適切な確認書が1道6県2政令市であると報じられている。北海道の46協定の発覚から文
科省が全国調査し，各地への指導を行った。しかし，独立した地方政府が結んだ契約に対して不適切である
かどうかの判断を，中央政府が行うことではない。地方自治体の市民が判断することである。

政令市移行へ勉強会・近隣自治体に提案へ・熊本市

熊本市は6/20，政令市移行を目指した合併のため，近隣自治体に，事務レベルで情報交換する勉強会
を設けるよう働き掛ける考えを，市議会政令指定都市調査特別委員会で齊藤聡企画財政局長らが答えた。合
併特例措置期限の2005(平成15)年3月末から逆算した合併スケジュール，近隣自治体からの昼間人口流
入量，政令市移行に伴う移譲事務など九項目の資料を示した。他に政令市への移行を検討しているのは新
潟，湘南，静岡・清水市など。

6/20 P T A 事務職員が労組を結成★鹿児島

鹿児島市の小中学校で，P T Aに雇われている事務職員約80人が20日，労働組合「ひまわりユニオン」
(委員長 福田瑞代)を結成した。職員たちは1年ごとの契約更新でP T A会長らと個別に交渉するが，賃
金カットを通告されても拒否は難しかった。抗議して「嫌なら他の仕事を」と言われた例もあり，解雇の不
安もあった。このため，組合の旗揚げを決めた。給与の原資は市がP T Aに交付する約210万円/年とP T
A会費である。未組織労働者の組合「連合かごしまユニオン」に加入し，当面は1年契約の廃止と社会保険
への全員加入を目指す。